

令和7年上尾市教育委員会9月定例会 会議録

- 1 日 時 令和7年9月29日（月曜日）
開会 午前9時30分
閉会 午前10時43分
- 2 場 所 上尾市役所 7階教育委員室
- 3 出席委員 教育長 西倉剛
教育長職務代理人 内田みどり
委員 小池智司
委員 谷島大
委員 矢野誠二
委員 岩鉄由美
- 4 出席職員 教育総務部長 加藤浩章
教育総務部次長 池田直隆
学校教育部長 瀧澤誠
学校教育部次長 島田栄一
学校教育部副参事 兼 学務課長 勝雄一
学校教育部副参事 兼 指導課長 兼 教育センター所長 武田直美
教育総務部 教育総務課長 杉木直也
教育総務部 新しい学校づくり推進室長 深井雄太
教育総務部 生涯学習課長 白石恵子
教育総務部 図書館長 山内正博
教育総務部 スポーツ振興課長 栗原雅之
学校教育部 学校保健課長 佐藤光敏
学校教育部 中学校給食共同調理場所長 荻原知之
書記 教育総務課主幹 田村啓昭
教育総務課主幹 仲上直志
教育総務課主任 加納蘭季
- 5 傍 聴 人 6人

6 日程及び審議結果

日程第1 開会の宣告

日程第2 8月定例会会議録の承認

日程第3 会議録署名委員の指名

日程第4 議案の審議

議案第45号 上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第46号 上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について

議案第47号 令和8年度当初教職員人事異動方針について

日程第5 協議事項

協議事項1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

日程第6 報告事項

報告事項1 第4期上尾市教育振興基本計画（骨子案）について

報告事項2 令和6年度定期監査等の結果について

報告事項3 上平中学校校舎等配置計画について

報告事項4 令和7年6月 時間外在校等時間の状況について

報告事項5 令和7年度第1回生徒指導に関する調査結果について

報告事項6 令和7年8月 いじめに関する状況について

日程第7 今後の日程報告

日程第8 閉会の宣告

7 会議録

日程第1 開会の宣告

（西倉剛 教育長）ただいまから、令和7年上尾市教育委員会9月定例会を開会いたします。本日は、傍聴の申出はございますか。

（杉木直也 教育総務課長）6人の方から傍聴の申出がございます。傍聴の許可をお願いいたします。

（西倉剛 教育長）傍聴を許可いたします。ご案内をお願いします。

～傍聴人入場～

（西倉剛 教育長）傍聴者の皆様へ申し上げます。傍聴に当たっての注意事項を傍聴券の裏面に記載しておりますので、お読みいただき、会議の進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

日程第2 8月定例会会議録の承認

（西倉剛 教育長）続いて、「日程第2 8月定例会会議録の承認」についてでございます。8月定例会会議録につきましては、すでにお配りして、確認していただいております。修正等がございましたら、お伺いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

～委員全員から修正等がない旨を確認～

（西倉剛 教育長）それでは、承認することにご異議ございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

（西倉剛 教育長）異議ないものと認め、矢野委員にご署名いただき、会議録とします。

日程第3 会議録署名委員の指名

（西倉剛 教育長）続いて、「日程第3 本定例会の会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、岩鉄委員をお願いいたします。

（岩鉄由美 委員）はい。

日程第4 議案の審議

（西倉剛 教育長）続きまして、「日程第4 議案の審議」でございます。本日予定しております議案は3件でございます。それでは、「議案第45号 上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

(瀧澤誠 学校教育部長) 議案第45号につきましては、勝 学務課長が説明申し上げます。

(勝雄一 学務課長) 議案書1ページをお願いします。「議案第45号 上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。提案理由でございますが、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」(令和7年埼玉県条例第27号)及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則」(令和7年埼玉県教育委員会規則23号)が施行されたため、この案を提出するものでございます。恐れ入りますが、別冊議案資料の2ページ目をご覧くださいと思います。具体的な改正部分でございますが、第20条の「週休日」を「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年埼玉県条例第28号。以下「条例」という。)第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日」と改め、「週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」が付け加えられています。また、同条2項の「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年埼玉県条例第28号。以下「条例」という。)第6条」を「条例第6条第1項(同条第2項において読み替えて準用する場合を含む)」へ改め、「又は週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」が付け加えられており、令和7年10月1日から施行するものでございます。なお、本議案の承認をもちまして、市内小・中学校におきまして勤務時間を弾力的に振り分けることができる制度、いわゆる「フレックス制」を運用できることとなります。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) 議案第45号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(内田みどり 委員) ご説明ありがとうございました。こちらの資料の方で少しわからないところがあったので教えていただきたいと思います。資料5ページになります。フルタイム職員の場合、時間単位として年休休暇、恐らく一般の会社ですと有給休暇というものと同じになると思うのですが、有給休暇的には一律皆さん同じ休暇日になるのでしょうか。それとも年功的に若い方が少ないですとかありますか。

(勝雄一 学務課長) 年次休暇の日数は全員同じです。

(内田みどり 委員) 年次休暇の方は取り方的には夏休みに取られているとか、こういう取り方でなくではいけないというものはございますか。

(勝雄一 学務課長) 基本的な使い方としては自身のリフレッシュですとか自分の時間で使っていただきたいところではありますが、職員によっては、子どもを迎えに行く際などにとっさに年次休暇を使うということもあります。

(内田みどり 委員) 同じく特別休暇については、この休暇は夏季休暇ですとかそういった扱いということでしょうか。

(勝雄一 学務課長) 夏季休暇も特別休暇の一つとなっています。

(内田みどり 委員) ちなみに何日が夏季休暇という扱いとなるのでしょうか。

(勝雄一 学務課長) 夏季休暇は5日でございます。

(内田みどり 委員) ありがとうございます。なかなか先生方の休暇的に普段の学校の時間のときに取りられるのは大変難しいかなというところは感じたところでございます。

もう一点お伺いさせていただいてよろしいでしょうか。その次の6ページから7ページにかけて、フレックス制ということで1週間の中でいろいろな取り方を、ということですがけれども、例えば、金曜日にとても残業してしまったので翌週にフレックス制の時間帯で1日の勤務を減らしたい、といったことはできるのでしょうか。

(勝雄一 学務課長) こちらのフレックス制につきましては、あらかじめ、1週間単位から2週間単位、最大4週間の単位で、その総時間数を調整するものです。事前にこの金曜日は時間がかかるから、というような形で予定されているのであればできますが、急遽仕事の関係で来週短くしたいというケースは考えておりません。

(内田みどり 委員) 事前申請が必要ということで、できることはその1週間以内に調整をしてほしいということの意味合いになりますでしょうか。

(勝雄一 学務課長) はい、単位としては1週間以内でも可能ですし、最大4週間の中で調整ができる仕組みでございます。

(内田みどり 委員) わかりました。ありがとうございます。

(谷島大 委員) 意見としてですが、働き方改革に資するということが大きいと思うのですが、一生懸命資料を読んだのですが、なかなか具体的な部分がわかりづらく感じました。どのような具体的な取り方、活用の仕方があるのか、どのような場面でどのような先生がどういうところで、といったところがなかなか想像できないのですが、新しい制度で学校に馴染みがない制度かなと思います。やはり今後運用していく中で、その児童生徒に対しての指導が疎かになったりとか、あるいは過度の管理職への負担が増えたりということが無いように気を付けて運用していただければと思いますので意見として申し上げます。

(岩鉄由美 委員) ご説明ありがとうございました。議案資料の7ページ、コアタイムとフレキシブルタイムについてですが、これは校長先生が定める時間ということですが、もし校長先生が例えば朝の時間を設定した場合、朝の会に担任の先生がいなくてもいいという判断をしたということなのでしょうか。

(勝雄一 学務課長) コアタイムは必ず全員がいなければならないと定めた時間となりますので、もし朝にコアタイムを設定したのであれば、例えば8時15分から最大4時間まで設定可能ですので12時15分までをコアタイムとすると、その時間は全員が出勤しなければならないということになります。

(岩鉄由美 委員) その時間に設定しなければ特に必ずいなければならないということではないのですかね。子供たちが不安にならないようにぜひ実施していただければと思いますのでよろしくお願いします。

(西倉剛 教育長) 他に質疑、意見はございませんか。

～委員全員から質疑、意見がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第45号 上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。つづきまして、「議案第46号 上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

(瀧澤誠 学校教育部長) 議案第46号につきましては、勝 学務課長が説明申し上げます。

(勝雄一 学務課長) 議案書2ページをお願いします。「議案第46号 上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。提案理由でございますが、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」(令和7年埼玉県条例第27号)及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則」(令和7年埼玉県教育委員会規則23号)が施行されたこと及び服務に係る内容の一部が勤務管理システムに移行したことに伴い、上尾市立小・中学校職員服務規程の一部改正のため、この案を提出するものでございます。恐れ入りますが、別冊議案資料の9ページ目をご覧くださいと思います。具体的な改正部分でございますが、勤務時間の総量を維持した上で週1日を限度に「勤務を割り振らない日」を設定可能となるフレックス制の導入に伴い、「週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」の文言が付け加えられています。また、「出勤簿への押印」「職務専念義務免除願、年次休暇簿、産前産後休暇を除いた特別休暇願」については、電子承認へ移行し、それにともない、上記の各様式が不要となったことが主な改正部分となっており、令和7年10月1日から施行するものでございます。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) 議案第46号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(矢野誠二 委員) 少し細かいことをお伺いしますが、9ページの改正点にあるように出勤簿への押印がまず必要ないということですね。それから願い等の書類が電子承認ということですが、それ以外の紙媒体での提出書類についての押印の必要なもの、この3号の産休は例外として書いてありますけど、それ以外の紙媒体での提出についての押印を必要とするもの、必要としないものはあるのでしょうか。

(勝雄一 学務課長) 基本的には紙の書類の押印は省略されています。

(矢野誠二 委員) 世界的に見ても日本は印鑑文化でしたが、それがサインに変わるというわけでもないということですか。つまり全部活字で印刷されたものでも、本人が提出したものということでしょうか。

(勝雄一 学務課長) おっしゃる通りでございます。

(矢野誠二 委員) 紙媒体での提出についての押印を必要とするものはあるのでしょうか。

(勝雄一 学務課長) 届けについては押印の必要は全くありません。紙媒体で書類を作成し提出するだけとなります。

(矢野誠二 委員) 最後に感想になるような意見なのですが、自分は常に印鑑を持ってないと困るような勤務だったものですからなかなかイメージが湧かないのですが、管理職にとっては、例えば年休簿一つとっても提出する際に短時間でも、体調を悪くしたのかなとかそれとは別に、顔を合わせて短い会話の中で、職員の心身の変化とか、家庭の状況なんかも聞けたりするときもあり、職員の健康管理も含めた上で、いい機会だったと思っています。これが印鑑もいらない、全部パソコンから書類を作って送ればいいというふうになって、これだけではありませんけども、人間関係の希薄さが助長されてしまうのではないかと。またそういう変化に気付かない間に体調を崩していたりとか、そういう変化に管理職として気づけなくなるのではないかと、何かこう虚しさを感じています。そういうことなので、お答えは結構です。

(西倉剛 教育長) 他に質疑、意見はございませんか。

～委員全員から質疑、意見がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第46号 上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。つづきまして、「議案第47号 令和8年度当初教職員人事異動方針について」説明をお願いします。

(瀧澤誠 学校教育部長) 議案第47号につきましては、勝 学務課長が説明申し上げます。

(勝雄一 学務課長) 議案書10ページ、11ページをお願い致します。「議案第47号 令和8年度当初 教職員人事異動方針について」ご説明申し上げます。まず、提案理由でございますが、令和8年度、県費負担教職員に係る当初人事異動の実施にあたり、計画的に適正な人事異動を推進するため、基本方針を定めたいので、この案を提案するものでございます。上尾市の教職員人事異動方針については、埼玉県教職員人事異動方針及び細部事項に準じて作成しております。恐れ入りますが、別冊議案資料をお願いします。17ページから20ページまで、埼玉県教育委員会の令和8年度当初人事異動方針、21ページから24ページまでが、人事異動方針細部事項の通知がございますので、併せてご覧いただければと思います。23ページの細部事項の下段、5、その他の(2)退職の「イ」につきましては、第2文、3文の「令和7年度、退職の勧奨は原則行わない。ただし、勧奨退職制度を廃止するものではないことから、退職を願い出た者の中で、当該制度の趣旨に沿う場合には柔軟に対

応する」が付け加えられています。申し訳ございません。議案書 10 ページにお戻りいただければと存じます。上尾市の令和 8 年度当初教職員人事異動方針は、大きく 3 つの項目、「1. 基本方針」「2. 退職」「3. 転任・転補」で構成しております。先ほど、お話ししました埼玉県教育委員会の人事異動方針、及び細部事項につきまして、勧奨退職について、文言の付け足しがあつた他は、細かな文言の整理となっております。これを受け、上尾市の令和 8 年度当初人事異動方針につきましても、勧奨退職についての文言の付け足しの他、大きな変更はございません。説明は以上でございます。

（西倉剛 教育長）議案第 47 号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

（小池智司 委員）質問なのですけども、埼玉県の人事異動方針基本方針が 8 つ制定されているのですが、上尾市の基本方針が 6 つとなっております。埼玉県の方針を元にして、上尾市は大体文言は同じような感じなのですが、7 番目と 8 番目の基本方針の 2 つが入っていないのはどうしてでしょうか。

（勝雄一 学務課長）埼玉県の基本方針の 7 番 8 番の文言につきましては、上尾市の方では、3 番の転任・転補の 8 番 9 番に入れさせていただいております。もちろん県の方針と細部事項全体を、こちらの 1 2 3 の柱におおよそ盛り込んでおります。

（小池智司 委員）こちらの基本方針ですと、例えば 7 番で女性職員の方の個々の能力適性に応じて管理職に積極的に登用するという文言ですが、上尾市の転任については、女性職員が十分発揮できるように考慮するというので、少し意味合いが違ふのかなと思うのですが、それも含めてそういう意味ですと理解をした方がいいということでしょうか。

（勝雄一 学務課長）こちらの県の方針の方が管理職への積極的な登用というところでございます、上尾市の方では、通常の教員の方の女性職員という意味で入れさせていただいております。

（小池智司 委員）それはわかります。管理職として教頭先生や校長先生だと思うのですが、例えば上尾市の中では、女性職員の方の校長、教頭への役職に就くのを積極的に進めるということは、まだそこまでは見ていませんというふうなことになるのではと感じてしまったのですけど。

（勝雄一 学務課長）こちらの人事異動方針につきましては校長が、職員に掲示するものでございますので管理職に関してではなく、職員のことについての理解でこちらを作成しております。

（西倉剛 教育長）他に質疑、意見はございませんか。

～委員全員から質疑、意見がない旨を確認～

（西倉剛 教育長）ないようですので、これより採決いたします。「議案第 47 号 令和 8 年度当初教職員人事異動方針について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

（西倉剛 教育長）異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

日程第5 協議事項

(西倉剛 教育長) 続きまして、「日程第5 協議事項」です。本日予定しております協議事項は、1件でございます。それでは、協議事項1について説明をお願いします。

(加藤浩章 教育総務部長) 「協議事項1」につきましては、杉木 教育総務課長より、ご説明申し上げます。

(杉木直也 教育総務課長) それでは、協議1「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」でございます。5月の教育委員会定例会において点検評価制度の基本方針をお示したところでございますが、各事業の自己評価を取りまとめましたので、本日は、評価した内容について、委員の皆様からご意見を頂戴できればと存じます。

お手元の協議資料、1ページをご覧ください。2の「点検評価の対象」と3の「点検評価の方法」でございますが、「第3期上尾市教育振興基本計画」に掲げた10の目標を達成するために実施した91の事業を対象とし、その評価に当たりましては、実施状況を点検し、事業ごとに評価を行い、成果、課題、改善点、その他の方向性等を明らかにしてございます。そして、「第三者評価の実施について」、法律では、「点検評価結果の客観性を確保する観点から、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるなど、知見の活用を求めている。」とございます。本年度の第三者評価の実施に当たっては、昨年度までに引き続いて、聖学院大学政治経済学部准教授の若原幸範様、元埼玉県立文書館長の杉山正司様、そして、元上尾市立学校長の山下文孝様を加えた3名に第三者評価を依頼して実施する予定でございます。次のページとなりますが、4として、「本報告書の構成」を記してございます。事業毎に(1)点検評価シートの書式を作成して、令和6年度に実施した事業の第3期計画における位置づけや事業概要を明らかにし、事業費の推移や評価指標を記載しております。また、成果と課題をもとに今後の方向性を記載し、併せて第3期計画の目標・施策に対する自己評価を記載してございます。最後に、本年度の点検評価に係る一連のスケジュールでございます。本日委員の皆様から頂戴したご意見を反映させた上で、第三者評価を依頼し、最終的な評価案及び第三者評価を加えて、11月の定例会に議案提出させていただく予定でございます。その後、市議会の12月定例会において、市議会への報告及び公表を実施する予定でございます。各施策の教育委員会の自己評価結果については、9ページ以降に掲載をさせていただいております。本日は、自己評価結果を中心に委員各位からご意見をいただきたいと存じますのでよろしくお願いいたします。協議事項の説明は、以上でございます。

(西倉剛 教育長) 協議事項1につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(谷島大 委員) 説明ありがとうございました。今年度の今回の報告書で、まず昨年に比べて少し字体が小さくなり読みづらかったです。その分評価内容がより具体的に説明されていて、わかりやすく、まとまっていると感じました。また、評価指標の変更などにも説明が加えられていたので親切な印象を受けました。さらに巻末に掲載されている指標進捗報告シートで様々な目標への達成に対する進捗状況がわかりやすくまとまっていて、今後の取り組みへの良い資料になっていると感じます。

その上でいくつか個別に気になったことをお聞きしたいと思うのですが、まず22ページ、事業番号13の不登校対策事業について、こちらの評価指標が「今後の方向性」下段のところで、学校への復帰率から、学校復帰または民間施設への接続率に変更になったということですが、実際数字を見ますと、令和5年度実績の64%というのが昨年の指標と一緒になっています。これは、昨年度は

民間施設への接続がなかったということでしょうか。それから、今年学校適応指導教室の利用者が43人いて、そのうち33人が学校や民間施設に行けるようになったということですが、この33人のうち、差し支えなければ学校復帰と民間施設への接続のどれぐらいの割合でされているのか教えていただければと思います。

（武田直美 指導課長）令和6年度は、令和5年度に比べて学校復帰した児童生徒が多かったことと合わせて、民間施設につながった児童生徒がいたことから64%から77%に増加したものと考えられます。なお、令和5年度民間施設につながった児童生徒はおりませんでした。「成果」に記載のある学校や民間施設に行けるようになった33人の内訳については、学校に行けるようになった児童生徒が30人、民間施設とつながり学校適応教室と併用して利用した児童生徒が3人でございます。

（谷島大 委員）2つ目ですが、46ページ、事業番号34、教育相談事業費についてです。評価指標について、説明がないのですが、昨年度までは「相談件数」の他に「のべ相談回数」と「教育相談終結率」というのがあったのですが、それが今回なくなっています。成果のところに年間延べ9,574回の相談対応があり、そのうち61%が主訴の解決に至ったということになっているのですが、相談件数は、おおよそ去年と同じ件数で、去年の資料を見ると、令和4年度は延べ回数が1万7,395回。令和5年度が1万4,227回で今回は9,547回と激減している気がするのですが、これはどういう理由で変わってきているのかが気になったのと、ここにある61%の主訴の解決というのは、昨年までの教育相談終結率と同じものとして考えていいのでしょうか。

（武田直美 指導課長）全体の相談件数のうち、主訴が解決したものや改善して経過を観察していく段階に入った相談、終結とした相談件数の割合でございます。

（谷島大 委員）去年の相談終結率と基本的には同じ数字と考えてよろしいでしょうか。

（武田直美 指導課長）はい。

（谷島大 委員）57ページの、44番スクールロイヤー活用事業についてですが、こちらの課題のところに、まだ間もない事業で、学校側はどこまで相談できるのか迷ってしまうとありますが、指標自体も研修回数となっていますが、やはり今後実際に現場でどのようにスクールロイヤーさんを活用した事例があるのかとか、件数とか、そういったものの方が、事業の評価としてはわかりやすいと感じたので、指標についてご検討いただければと思います。

最後の質問ですが103ページの86番、87番の事業、屋外スポーツ施設管理運営事業と次のページの市民体育館・平塚サッカー場管理運営事業についてですが、昨年まで平塚サッカー場の利用者が、86番の方に入っていて、今年から87番の方に変ったようなのですが、タイトルを見るとその方が自然だとは思いますが、説明がなく急にどうしたのかなということを感じたので、何か説明があった方が良くと思いますので意見として申し上げます。

（栗原雅之 スポーツ振興課長）今ご質問の件につきましては、屋外スポーツ施設といわれる管理事業の中で管理している施設が、資料記載の通りでございます。令和5年度から平塚サッカー場につきましては、指定管理制度を導入いたしまして、市民体育館と合わせた形で同一の指定管理者が管理しております。そういったところで事業の仕分けの中で今回整理させていただきまして、屋外スポーツ施設

管理運営事業と、事業番号 87 の市民体育館・平塚サッカー場管理運営事業というところで、そちらの方に、平塚サッカー場を組み入れさせていただいたというものでございます。

（谷島大 委員）わかりました。ありがとうございます。

（矢野誠二 委員）資料全体のことで文言も含めて、質問と要望です。最初に 1 ページの点検評価の対象のところですが、先程の説明では触れてなかったのですが、令和 6（2024）年度点検評価となっていますが、令和 7（2025）年度点検評価とならないといけないのではないのでしょうか。

（杉木直也 教育総務課長）ご指摘の通り、令和 7（2025）年度点検評価が正しいので修正をさせていただきます。

（矢野誠二 委員）それでは全体的なことで、先ほど谷島委員さんも触れたこと等も含めて話しますが、3 ページからの主要事業一覧ですね、昨年度に比べて文字のポイントが大きくなり、見やすくなったので、ありがとうございます。また、私は谷島委員さんよりももっと目が弱いので、小さいのがちょっと老眼鏡をかけて資料を見るような状況なのでこのポイントならいいかなと思いました。一方で 9 ページからの点検評価シートの方が、これが昨年度よりもポイントが小さくなり少し読むのに苦労しました。ということで、せめて昨年度と同じポイントに戻していただきたいというのが私の要望です。ただ、19 ページのいじめのところとか全体的に指導課のところは文字数が多いので入り切らない気はしていますが、それ以外はほとんど余白があったり、書く欄の文字配置が中央揃えになっていて、結構上下のスペースもあるので、他のところは少なくともポイントに戻しても十分入るのではないかなと思います。ということで今後直せたら直していただきたいというのが要望です。

次に質問なのですが、事業番号 25 の中学校給食調理委託事業の事業名なのですが、昨年は「調理業務委託事業」となっていて、比べると今年は「業務」の文字がなくなっているのですが、事業名を変更して今後この事業名でいくのか、または「業務」という文字が抜けてしまったのかを教えてください。

（荻原知之 中学校給食共同調理場所長）5 年度までは、「業務」が入っていましたが、6 年度からは「業務」を除いた「調理委託事業」とこの記載の通りの事業名で事業を行っています。

（矢野誠二 委員）最後に、特に私が一番心配していたところなのですが、給食に関しては、食材費が高騰してご苦労されていると思います。また食材費だけでなく、物流関係もそうですし、何から何まで今値段が上がっていて、限られた予算の中で各事業を予定通り遂行するというのはかなり困難になってきているというふうに推察しています。ただ、ここは教育委員会で、教育に限って言えば、やはり給食を停止したのが 0 回で、かなり苦労されているのはわかるのですが、この価格高騰というのは、まだまだ続くような予想もできます。そういう中でやはり質を落とさず、子どもたちの安全、また健康を害さないように、美味しい給食を今後も提供していただきたいと思います。国の方がどうなるのかわかりませんが、そこまで持ちこたえるというよりも、やっぱり最悪の事態も考えた上で今後の給食運営に尽力していただきたいというのが私の意見です。以上です。

（内田みどり 委員）少し質問させていただきます。まず初めに 11 ページの学力向上支援事業ということで、文言として馴染みが無いのですが、評価指標として、市内標準得点となっているのですが

も、この「標準」というのと「平均」との違いがわかれば教えていただきたいです。

（武田直美 指導課長）標準というのは、全国値の正答率を50としたときの換算値でございます。

（内田みどり 委員）平均とは違うんですね。どうやって出すのでしょうか。多分保護者的には平均が何点だったから平均より頑張ろうねということはあると思うのですが、「標準」というのはどうやって出されるのでしょうか。

（瀧澤誠 学校教育部長）こちらのテストの学力調査の方は、業者が作っているものでして、その業者が、要するにこのぐらいの点数を取れば、標準であろうというものを示した指標で、受験者に対しての平均ではありません。

（内田みどり 委員）業者がこのくらい取ってほしいという点数なのですね。そうするとその横の令和6年度の実績ってというのは、これも標準ですか。

（瀧澤誠 学校教育部長）本市の標準に対して、本市の児童生徒が取った点数のこれは平均ですね。

（内田みどり 委員）そうなってくると、ここに書かれている標準というものが、いくつなのかがわからないかなと思います。

（瀧澤誠 学校教育部長）確かによく見ますとそうですね。標準得点は、そのテストで設定されたものですが、その設定に達しているかっていう点数は本市の児童生徒が取った点数の平均点になります。わかりにくい部分があるかと思いますのでこれも精査させてください。

（内田みどり 委員）少しわかりづらかったので、よろしくお願いいたします。続いて、20ページのところで質問させていただきます。評価指標3つ目の不登校生徒数割合について、令和7年度の目標値が7.26%となっているのですが、これはどういう意味合いで出された数字なのか教えていただければと思います。

（武田直美 指導課長）現在令和6年度の不登校児童生徒がいますけれども、現在いる子どもたちの数で計算をしております。

（内田みどり 委員）7.26という端数まで出されるということは、何かの計算方法があるのかと思ったのですが、例えば、漠然的に目標ということを考えてあるのであれば、割ときっちりした数字で目標を立てるのではないかなと思ひまして、この端数がついているのは、どのように計算されたのでしょうか。

（武田直美 指導課長）さわやか相談室への様々な相談内容において、「その相談の主訴が解決したもののほか、改善したものも含めた」件数を基に算出しております。

（内田みどり 委員）わかりました。次に26ページの体力向上ですね。やはり児童生徒の体力は少し落ちているなというのはすごく感じるところで、夏場はどうしても外遊びが基本的にできないという

ことが実際的にあると思っています。その中で放課後に小学校の校庭を使わせるということが、各学校であると思うのですが、夏場のときには１７時ぐらいにチャイムが鳴っていますが、１０月になると、１６時にチャイムが鳴るようになっていく感じがして、１６時になるともう学校を使てはいけませんよという学校が結構あります。そうやってきたときに、放課後、ほとんどの学校は使えないのではないかと感じます。結構外遊びで走り回ったり、そういったときに体力的に付くので、この１０月１１月の良い季節に、もう少し校庭開放的なものを、体力向上を含めて考えていただけないかなというのが一つ要望です。今回の内容とは違っているのですが、いい季節に子供たちをもう少し遊ばせてあげたいというのが、要望でございますので、よろしくお願いいたします。

（小池智司 委員）一つはご質問ですが、４５ページの特別支援教室マイスター派遣事業ということで、年間３名の方を派遣していると書いていますが、特別支援教育マイスターという３名の方はどのような方で、どのような資格を持った方なのでしょう。

（武田直美 指導課長）はい、この３名の方につきましては、特別支援学級を現役のときに指導していたOB・OGで資格としては教員免許を持っている方となります。

（小池智司 委員）上尾市に在住されている方とかではなくて、過去に特別支援の学校とかに勤めていた先生とか、経験者の方をということですか。

（武田直美 指導課長）その通りでございます。

（小池智司 委員）はい、ありがとうございます。わかりました。もう一つはお願いですが、これが不登校対策事業に入るのか、さわやか相談室運営事業に入るのかわからないですが、今スペシャルサポートルームを設定されて、そちらの方に行く児童生徒がいると思うのですが、不登校の中で３０日以上長期欠席の児童生徒がスペシャルサポートルームに行くことによって学校に少しずつ行けるようになってくることがあると思うのですが、スペシャルサポートルームの設定は昨年度からでしたか。

（瀧澤誠 学校教育部長）スペシャルサポートルーム自体は昨年度、昨年全校の設置で、そこに今年度はサポートルームティーチャーが派遣されています。

（小池智司 委員）わかりました。そのスペシャルサポートルームを例えば不登校対策でしたら、学校適応指導教室を利用する人数とありますので、スペシャルサポートルームに通って学校に復帰できた人数についてもどこかに盛り込んでいただくといいのかなと感じたので、来年度は指標を作成する際にそこら辺も盛り込んでいただけたらこちらとしても、把握しやすいのでお願いできればと思います。

（岩鉄由美 委員）報告書の方細かく作成していただきありがとうございます。事業番号１１番のさわやか相談室運営事業についてお聞きします。さわやか相談室を利用している相談延べ回数は保護者の相談と生徒の相談を合わせたものということでしょうか。それとも保護者がこれぐらいで生徒さんはこれぐらいあることというデータはあるのでしょうか。

（武田直美 指導課長）「解決率の件数」の対象は、小学生または中学生の件数として計上しているた

め、児童生徒と保護者をそれぞれ分けて解決率を算出しはございません。

(岩鉄由美 委員) わかりました。ありがとうございます。

(西倉剛 教育長) 他に質疑、意見はございませんか。

～委員全員から質疑、意見がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 他にないようですので、協議事項１の質疑等を終わります。質疑、意見をいただきましてありがとうございました。本日の協議事項に対しまして、いただきましたご意見等を反映させ、今後も検討を進めてまいりたいと思います。

日程第６ 報告事項

(西倉剛 教育長) 続きまして、「日程第６ 報告事項」です。本日は６件の報告事項がございます。それでは、各報告事項について説明をお願いします。

(加藤浩章 教育総務部長) 「報告事項１及び２」につきましては、杉木 教育総務課長より、「報告事項３」につきましては、深井 新しい学校づくり推進室長よりご説明申し上げます。

○報告事項１ 第４期上尾市教育振興基本計画（骨子案）について

(杉木直也 教育総務課長) 報告事項１ページをお願いいたします。「報告事項１ 第４期上尾市教育振興基本計画（骨子案）について」でございます。本計画の策定にあたりましては、市民アンケートや児童生徒のアンケートを実施するとともに、国や埼玉県教育振興基本計画を参考として、第４期上尾市教育振興基本計画策定委員会において検討してまいりました。本日は、その骨子案について報告するものでございます。

骨子案は２ページ、現行計画との新旧対照表は３ページから６ページに記載してございます。はじめに、２ページをお願いします。骨子案の構成は、基本理念、３つの基本方針、１０の目標、目標に紐づく３１の施策から構成してございます。次に、第３期計画からの変更点を中心にご説明いたしますので、恐れ入りますが、４ページをお願いします。なお、現行計画との変更部分に下線を引いてございます。基本理念については、現行計画と同様に「夢を育み 未来を創る 上尾の教育」でございます。基本理念は第３期で新たに掲げた基本理念でございますので、１０年単位で目指すべきことから、第４期計画においても継承することとしております。次に、基本方針については、３つの基本方針のうち、２つの基本方針を一部変更しております。２つ目の「絆を育む」は、「つながり（絆）を深める」とし、３つ目の「学ぶ喜びを育む」を「学ぶ喜びを広げる」としてしております。これらの変更は、現行計画で「育んだ絆」や「学ぶ喜び」を更に一歩前へ進めていきたいという考えから、見直したものでございます。次に、目標及び目標に紐づく施策でございますが、目標６、目標８、目標９、目標１０の目標の表現を一部変更してございます。これらの変更は、上尾市学校施設更新計画や現在検討している各種計画の内容変更を踏まえ、表現を見直したものでございます。更に、目標に紐づく施策につきましても、先ほどご説明した各種計画の内容変更をはじめ、GIGA スクール構想が第２期を迎えたことや小中一貫教育、部活動の地域展開の進捗状況など、社会教育や学校教育の現状等を踏まえて見直ししております。これにより、前回３０あった施策は、１つ増えて３１の施策となっております。

ます。目標４の施策１「主体的に社会の形成に参画する力の育成」、次のページの目標７の施策２「部活動の地域展開の推進」が新規の施策でございます。また、現行計画の目標１の施策３「ICT教育の推進」は、新たなフェーズになったことから、ICT教育のソフト面は施策１、環境整備のハード面は施策１８に整理しております。

今後でございますが、本骨子案をもとに、具体的の内容を記載するなど、肉付けを行い、次回の教育委員会定例会にて、計画案の協議をお願いしたいと考えております。報告事項１の説明は以上でございます。

○報告事項２ 令和６年度定期監査等の結果について

（杉木直也 教育総務課長）報告事項７ページをお願いいたします。「報告事項２ 令和６年度定期監査等の結果について」でございます。地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項の規定に基づき、監査委員による定期監査が実施され、同条第９項の規定に基づき、報告書の提出がありました。このうち指摘事項について、監査委員に対し措置報告を行い、監査委員から令和７年８月１３日付け、公表があったため報告するものでございます。「１ 監査実施日」は、令和６年１０月３１日、１１月２９日の２日間、「２ 監査の対象」は、教育総務部、学校教育部の各課、記載の小・中学校、「３ 監査の範囲」は、記載期間に係る財務等に関する事務でございます。次に「４ 監査結果」でございます。「監査を実施したところ、おおむね適正に行われているものと認められたものの、一部に指摘すべき事項が見受けられたので、適正な事務執行に努めるべく、その措置を講じられたい。なお、軽易な事項については、監査実施の際、関係職員に改善等の指導を行った。」ということでございます。「５ 指摘事項についての措置報告内容」は、９ページのとおりでございます。今回の監査委員からの指摘事項を真摯に受けとめ、引き続き、適正な事務の執行に努めてまいります。報告事項２の説明は以上でございます。

○報告事項３ 上平中学校校舎等配置計画について

（深井雄太 新しい学校づくり推進室長）報告事項の１０ページをお願いいたします。報告事項３、「上平中学校校舎等配置計画について」でございます。本件は、上平中学校の校舎等更新に係る学校全体の施設配置計画について、報告するものでございます。それでは添付資料、「令和７年度上尾市教育委員会９月定例会 報告事項３ 別冊」上平中学校校舎等配置計画（案）をお願いいたします。本配置計画（案）は、先の７月定例会で「上平中学校校舎等更新設計の進捗状況」としてご報告の配置計画４案、本冊子には、１０ページから１３ページに記載しております、Ａ案～Ｄ案について、８月実施の配置計画に係るアンケートを踏まえ、今回の計画にふさわしい配置計画の選定及び、その選定経緯等について、取りまとめたものでございます。恐れ入りますが、５ページ、６ページをお願いいたします。当該校の配置計画の検討に当たりましては、５ページの「２．課題」のとおり、「第二グラウンドと既存校舎の距離」や「建設工事期間中の運動場用地の不足」といった課題があり、課題の解消を図るため、６ページの「３．課題解決に向けて」に記載の同校南側の拡張用地を取得し、学校敷地の形状が現状と大きく変わることを踏まえ、検討を進めてまいりました。次のページ、７ページをお願いいたします。７ページ、「Ⅲ（３）．検討過程」でございますが、配置計画の作成に当たっては、記載のとおり、学校運営協議会や生徒、学校関係者、地域の方々を対象に、随時、意見聴取を実施しておりますが、一番下に記載の「（３）３回目アンケート」で、配置計画の４案についての意見聴取を行っておりますので、そのアンケートの概要につきまして、ご報告いたします。恐れ入りますが、ページ飛びまして、１４ページ、１５ページをお願いいたします。配置計画の選定に向け、配置計画に係る、３回目アンケートの回答概要につきましてご報告いたします。１４ページのアンケートの

概要のとおり、配置計画４案のメリット、デメリットを把握するため、教職員をはじめ、６３９人を対象に実施し、２０１人から回答を得ております。回答につきましては、１５ページの回答概要のとおり、それぞれの案に「良い点」、「懸念点」が挙げられておりますが、下段の「３．各案ごとの良い点と懸念点の割合」のとおり、Ａ案の評価が最も高く、次いで、Ｃ案であり、共に校舎等を既存学校敷地に建設する配置計画案の評価が高いものとなっておりますが、Ｃ案につきましては、敷地内で給食車両と生徒の動線が交わるといった、安全面の懸念が払しょくできないといった側面がございます。恐れ入りますが、ページをお戻りいただき、９ページをお願いいたします。９ページ、「（２）新校舎の配置計画」ですが、これまでの意見聴取や検討を踏まえ、今回の配置計画にふさわしい配置案として、最終的にＡ案を選定し、今後の体育館の実施設計等に進んでまいりたいと存じます。報告事項３につきましては、以上でございます。

（瀧澤誠 学校教育部長）「報告事項４」につきましては、勝 学務課長より、「報告事項５及び６」につきましては、武田 指導課長よりご説明申し上げます。

○報告事項４ 令和７年６月 時間外在校等時間の状況について

（勝雄一 学務課長）１１ページをお願いします。「報告事項４ 令和７年６月 時間外在校等時間の状況について」でございます。令和７年６月のひと月、県の勤務状況調査がありました。その結果の報告となります。１２ページをお願いします。３ 状況の（１）が小学校、（２）が中学校となっております。なお、比較対象として、令和６年６月の状況を令和７年の枠の下に記載しております。まず、小学校の状況でございますが、８０時間超が２人、０．３％、４５時間超が１８３人、３０．２％となっております。次に、中学校でございますが、８０時間超が２４人、６．７％、４５時間超が１７６人、４９．３％となっております。今後も、取組を継続し、改善を図ってまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

○報告事項５ 令和７年度第１回生徒指導に関する調査結果について

（武田直美 指導課長）１３ページをお願いします。「報告事項５ 令和７年度第１回生徒指導に関する調査結果について」でございます。１４・１５ページをお願いします。今年度４月から７月の１学期間における生徒指導に関する調査をまとめたものです。１４ページは、「暴力行為」、「いじめ」、１５ページは、「３０日以上長期欠席者数」について、それぞれまとめております。「暴力行為」につきましては、小学校７２件、中学校６６件で、計１３８件です。昨年度に比べて小学校は減少し、中学校は増加しております。内訳につきましては、生徒間暴力が最も多く、これは、いじめ認知の「叩く・ぶつ・蹴る」に起因しているものです。「いじめ」認知件数は、小学校が２９２件、中学校が１０９件で、計４０１件となっております。「いじめ」認知件数につきましては、昨年度同時期に比べて、小学校は減少しており、中学校は増加しております。引き続き学校には、児童生徒の様子を丁寧に観察し「いじめ見逃しゼロ」を指導してまいります。「３０日以上長期欠席者数」につきましては、小学校が１１３名、中学校が２１６名となっております。「３０日以上長期欠席者数」は、昨年度同時期に比べて、小学校は増加しており、中学校は減少しております。長期欠席という視点で、それぞれの児童生徒の状況を捉えた上で、不登校に限らず、病気で長期に休んでいる児童生徒、その他の理由で長期に休んでいる児童生徒、状況は様々です。引き続き、各小中学校において、個に応じた必要な支援を図ってまいります。生徒指導に関する調査結果につきましては、以上でございます。

○報告事項６ 令和７年８月 いじめに関する状況について

（武田直美 指導課長）続いて１６ページをお願いします。「報告事項６ 令和７年８月 いじめに関する状況について」でございます。１７ページが小学校、１８ページが中学校の状況となっております。８月のいじめの認知件数は、小学校１件、中学校１件でございます。８月での解消につきましては、小学校８件、中学校０件となっております。報告は以上でございます。

（瀧澤誠 学校教育部長）報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

（西倉剛 教育長）ありがとうございました。報告につきまして、何かご質問、ご意見等はございますか。

～委員全員から質疑、意見がない旨を確認～

日程第７ 今後の日程報告

（西倉剛 教育長）それでは、続いて、今後の日程報告をお願いします。

（杉木直也 教育総務課長）今後の日程でございますが、１０月１日、午後３時４０分から教育委員会臨時会を開催いたします。また、教育委員会１０月定例会は１０月２３日、午後１時３０分から開催いたしますので、宜しく申し上げます。日程報告は、以上でございます。

（西倉剛 教育長）ありがとうございました。それでは、委員の皆様から、そのほかご意見などございましたら、お願いいたします。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

日程第８ 閉会の宣告

（西倉剛 教育長）以上で、予定されていた日程はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和７年上尾市教育委員会９月定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

令和７年１０月２３日 署名委員 岩鉄 由美